

天理市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市風致地区条例の一部を改正する条例

天理市風致地区条例（平成24年12月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「種別は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

別表第1種風致地区の項中「8メートル」を「13メートル」に改め、同表第2種風致地区の項及び第3種風致地区の項中「10メートル」を「13メートル」に改め、同表第4種風致地区の項中「12メートル」を「13メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市風致地区条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる天理市風致地区条例第2条第1項の許可に係る申請又は同条第3項の協議について適用し、同日前にされた当該申請又は協議については、なお従前の例による。